

我孫子市地域公共交通会議分科会設置要領

制定日：令和6年2月1日

（趣旨）

第1条 この要領は、我孫子市地域公共交通会議設置要綱（以下「交通会議設置要綱」という。）第10条に基づき設置される我孫子市地域公共交通会議分科会（以下「分科会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 分科会は、我孫子市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）から付託された事項について、専門的な検討及び協議を行う。

（分科会の構成員）

第3条 分科会の委員は、交通会議設置要綱第3条第1号から第15号までに掲げる者のうち、交通会議の会長が指名する者とする。

2 分科会の委員の任期は、交通会議の委員の任期と同じとする。

（分科会の運営）

第4条 分科会の会長は、交通会議の会長をもって充てる。

- 2 分科会の会長は、分科会を代表し、会務を総括する。
- 3 分科会は、第3条第1項に基づき交通会議の会長が指名した委員のうち、半数以上が出席しなければこれを開くことができない。
- 4 分科会は原則公開とする。
- 5 分科会の議決の方法は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、分科会の会長の決するところによる。

6 協議運賃に関する協議事項について、次に掲げる軽微な事案の場合は分科会の開催を省略することができる。

- (1) 路線（系統）において、系統変更を伴う停留所の新設や変更、路線の付け替えや一部延伸があった場合（競合する路線がある場合、路線延長により当該路線が初めて他の市町村に乗り入れする場合を除く。）でも、運賃額に変更がない場合。**
- (2) 毎年のイベント行事等に係る営業割引を実施する場合。**
- (3) 工事等により一時的な迂回が生じる場合の路線等を変更する場合。**
- (4) 新たな決済手段を追加する場合。**

（協議結果の取扱い）

第5条 分科会において協議を行った結果については、交通会議に報告するものとする。

（庶務）

第6条 分科会の庶務は建設部交通政策課において処理する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、議事の手続その他分科会の運営に関し必要な事項は、分科会の会長が定める。

附 則

この要領は、令和6年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施工する。